

## 浪速区制 100 周年×EXPO 記念事業実行委員会会則の改正について

第 3 回総会にて、浪速区制 100 周年×EXPO 記念事業実行委員会会則の改正について、ご審議いただきたく下記のとおりご提案いたします。

改正箇所について

資料 2-2「浪速区制 100 周年×EXPO 記念事業実行委員会会則（改正箇所見え消し）」のとおり

改正の趣旨

① 副委員長の上限人数の追加（3 名以内→4 名以内）（第 4 条）

（改正の趣旨）

記念事業、広報・啓発等を具体的に進めていくにあたり、執行体制の強化を図る

② 監事の指名に関する条文の修正・追加（第 4 条、第 5 条、第 10 条）

（改正の趣旨）

監事は実行委員会からの独立性を担保する必要があるため、実行委員（構成団体の長）以外の者から委員長が指名すること、実行委員会総会において承認を得て決定することを明記する

③ 企画会議の書面開催に関する条文を追加（第 12 条）

（改正の趣旨）

第 12 条第 7 項の規定に基づき、広報部会、事業部会を設置したことに伴い、具体的な議論は部会で行われることとなり、企画会議では主に各部会の報告・承認を行うこととなる。会議の開催頻度、委員の出欠状況、報告内容に鑑み、書面による意見聴取・決議を可能とすることで、全委員から意見聴取できる機会を確保するとともに、委員の負担軽減を図る

④ 規定整備（第 4 条、第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条）

（改正の趣旨）

- ・略語（「構成団体等」「実行委員」「総会」）は、最初に正式名称を用いる条文において規定する。
- ・第 13 条（区民まつり会議）の設置に伴い、第 9 条（会議）、第 10 条（総会の審議・決定事項）に区民まつりに関する記述を追加する必要があったが、記述漏れがあったため、条文を整理する。
- ・企画会議の委員は、実行委員（構成団体の長）を中心に、幅広い意見を反映できる委員構成となるよう、構成団体の長以外の者も指名しているため、現状に即した規定整備を行う（第 12 条第 5 項）

## 浪速区制 100 周年 × EXPO 記念事業実行委員会会則

### (名称)

第 1 条 本会は、浪速区制 100 周年 × EXPO 記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第 2 条 浪速区制 100 周年の節目に、先人が紡ぎ創り上げてきた、このまちの歴史を次世代に継承し、まちへの誇りと愛着を育み、未来に向けたさらなる飛躍と発展をめざし、浪速区制 100 周年記念事業及び大阪・関西万博の浪速区における機運醸成に向けた取組の積極的かつ円滑な推進を図るため、必要な事業等を行うことを目的とする。

### (事業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 記念事業等に関すること。
- (2) 区役所の広報計画と連携した広報・啓発に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (構成・役員)

第 4 条 実行委員会は、事業の趣旨に賛同する別表に掲げる団体等（以下、「構成団体等」という）をもって構成し、~~構成団体等の長またはその指名する者の中から~~ 次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 ~~3~~ 4 名以内
- (3) 会計 1 名
- (4) 監事 1 名

### (役員を選出)

第 5 条 委員長は、構成団体等の長またはその指名する者（以下、「実行委員」という）の中から互選により選出する。

- 2 副委員長、会計は委員長が~~構成団体等の長またはその指名する者~~実行委員の中から指名する。
- 3 監事は、~~構成団体等の長~~実行委員以外の者から委員長が指名し、実行委員会の総会（以下、「総会」という）の承認を得て決定する。

### (役員職務)

第 6 条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ指名した副委員長が、その職務を代理する。

3 会計は、実行委員会の会計を担当する。

4 監事は、実行委員会の会計及びその他の事務を監査し、その内容を総会へ報告する。

#### (参与)

第7条 実行委員会に参与を置く。

2 参与は、浪速区長をもって充てる。

3 参与は、実行委員会の運営に関する事項等について意見を述べることができる。

#### (任期)

第8条 役員及び参与の任期は、実行委員会の解散の日までとする。

ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

#### (会議)

第9条 実行委員会に係る会議は、総会、及び企画会議及び区民まつり会議とする。

#### (総会)

第10条 実行委員会の総会 ~~(以下「総会」という。)~~ は、役員及び ~~構成団体等の長またはその指名する者 (以下、「実行委員」という。)~~ をもって構成する。

2 総会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

~~(2) 監事の指名に関すること。~~

~~(23) 事業企画及び事業報告に関すること。~~

~~(34) 予算及び決算に関すること。~~

~~(45) 企画会議及び区民まつり会議への審議案件等の付託及び委任に関すること。~~

~~(56) その他記念事業の実施に関する重要な事項に関すること。~~

4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会に出席することができない実行委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

7 委員長は、必要があると認めるときは、総会に実行委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 総会は、各年度、少なくとも1回開催する。

#### (委員長の専決処分)

第11条 委員長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

### (企画会議)

第12条 第3条に規定する事業に関して、総会より委任された事項について審議、決定等を行うため、実行委員会に企画会議を置く。

- 2 企画会議は、審議結果等について、総会に報告を行う。
- 3 企画会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- 4 会長は、委員長をもって充てる。
- 5 副会長及び委員は、~~実行委員の中から~~委員長が指名する。
- 6 第10条第4項から同7項及び前条の規定は、企画会議について準用する。
- 7 委員長は、特に必要があると認めるときは、部会を設けることができる。
- 8 委員長は、特に必要があると認めるときは、審議案件を記した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって企画会議の決定に代えることができる。

### (区民まつり会議)

第13条 第3条に規定する事業のうち、第12条の規定によるもののほか、総会より委任された事項について審議、決定等を行うため、実行委員会に区民まつり会議を置く。

- 2 区民まつり会議は、審議結果等について、総会に報告を行う。
- 3 区民まつり会議に関し必要な事項は、別に定める。

### (顧問)

第14条 実行委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、浪速区内選出の市議員をもって充てる。
- 3 顧問は、委員長が必要と認める事項について委員長の求めに応じ助言を行う。

### (パートナー制度)

第15条 委員長は、実行委員会とは別にパートナー制度を設けることができる。

- 2 パートナーとは、第2条の目的に賛同する団体、企業、区民等をいう。
- 3 パートナー制度に関し必要な事項は、別に定める。

### (事務局)

第16条 実行委員会の事務は、一般財団法人大阪市コミュニティ協会（浪速区役所が発注する委託事業者）が処理する。

### (経費)

第17条 実行委員会の事業に必要な経費は、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

### (会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

**(予算)**

第 19 条 委員長は、毎会計年度、事業計画及び収支予算書を作成し、総会に提出し、承認を得なければならない。

**(決算)**

第 20 条 委員長は、毎会計年度、事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会に提出し、報告をしなければならない。

**(残余の財産)**

第 21 条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て処理する。

**(解散)**

第 22 条 実行委員会は、第 2 条の目的を達成されたときには、総会の議決をもって解散するものとする。

**(補則)**

第 23 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和 5 年 9 月 12 日から施行する。
- 2 この会則は、実行委員会の解散をもって、その効力を失う。

附 則

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年〇月〇日から施行する。

| 番号 | 団体名等                    | 区分    |
|----|-------------------------|-------|
| 1  | 浪速区地域振興会（赤十字奉仕団）        | 地域団体等 |
| 2  | 難波元町連合振興町会              |       |
| 3  | 立葉連合振興町会                |       |
| 4  | 幸町連合振興町会                |       |
| 5  | 塩草連合振興町会                |       |
| 6  | 浪速連合振興会                 |       |
| 7  | 大国連合振興町会                |       |
| 8  | 敷津連合振興町会                |       |
| 9  | 恵美連合振興町会                |       |
| 10 | 新世界連合振興町会               |       |
| 11 | 日東連合振興町会                |       |
| 12 | 日本橋連合振興町会               |       |
| 13 | 難波元町地域活動協議会             |       |
| 14 | 立葉地域活動協議会               |       |
| 15 | 幸町地域活動協議会               |       |
| 16 | 塩草地域活動協議会               |       |
| 17 | 浪速地域地域活動協議会             |       |
| 18 | 大国地域活動協議会               |       |
| 19 | 敷津地域活動協議会               |       |
| 20 | 恵美地域活動協議会               |       |
| 21 | 新世界地域活動協議会              |       |
| 22 | 日東地域活動協議会               |       |
| 23 | 日本橋地域活動協議会              |       |
| 24 | （一財）大阪市コミュニティ協会浪速区支部協議会 |       |
| 25 | （社）浪速区社会福祉協議会           |       |
| 26 | 元町地区社会福祉協議会             |       |
| 27 | 難波地区社会福祉協議会             |       |
| 28 | 立葉地区社会福祉協議会             |       |
| 29 | 幸町地区社会福祉協議会             |       |
| 30 | 塩草地区社会福祉協議会             |       |
| 31 | 浪速地区社会福祉協議会             |       |
| 32 | 大国地区社会福祉協議会             |       |
| 33 | 敷津地区社会福祉協議会             |       |
| 34 | 恵美地区社会福祉協議会             |       |
| 35 | 新世界地区社会福祉協議会            |       |
| 36 | 日東地区社会福祉協議会             |       |
| 37 | 日本橋地区社会福祉協議会            |       |
| 38 | 浪速区民生委員・児童委員協議会         |       |
| 39 | 浪速地区保護司会                |       |
| 40 | 浪速区更生保護女性会              |       |
| 41 | 浪速区老人クラブ連合会             |       |
| 42 | 浪速区商店会連盟                |       |
| 43 | 浪速区PTA協議会               |       |
| 44 | 浪速区体育厚生協会               |       |
| 45 | 浪速区スポーツ推進委員協議会          |       |
| 46 | 浪速区青少年指導員連絡協議会          |       |
| 47 | 浪速区こども連合協議会             |       |
| 48 | 大阪市生涯学習推進員浪速区連絡会        |       |
| 49 | 浪速区身体障害者福祉協議会           |       |
| 50 | 浪速区青少年福祉委員連絡協議会         |       |

| 番号 | 団体名等                 | 区分            |
|----|----------------------|---------------|
| 51 | 浪速区健康づくり推進員支部長会      | 地域<br>団体<br>等 |
| 52 | 大阪浪速ライオンズクラブ         |               |
| 53 | 大阪難波ライオンズクラブ         |               |
| 54 | 浪速区歴代 PTA 会長会        |               |
| 55 | 大阪市企業人権推進協議会浪速区支部    |               |
| 56 | 浪速区人権啓発推進協議会         |               |
| 57 | 浪速区人権・同和教育推進協議会      |               |
| 58 | (一社) 浪速区医師会          |               |
| 59 | (一社) 浪速区歯科医師会        |               |
| 60 | 浪速区薬剤師会              |               |
| 61 | 浪速区納税貯蓄組合連合会         |               |
| 62 | (公社) 浪速納税協会          |               |
| 63 | 浪速防犯協会               |               |
| 64 | 浪速交通安全協会             |               |
| 65 | 浪速区安全なまちづくり推進協議会     |               |
| 66 | 浪速防火協力会              |               |
| 67 | 大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会     |               |
| 68 | 女性防火クラブ              |               |
| 69 | 浪速自衛消防協議会            |               |
| 70 | 浪速公衆集合場防火協議会         |               |
| 71 | 浪速危険物防火協議会           |               |
| 72 | 食生活改善推進員協議会          |               |
| 73 | 浪速区健康づくり推進協議会        |               |
| 74 | 浪速区主任児童委員連絡会         |               |
| 75 | 部落解放同盟浪速支部           |               |
| 76 | 近畿税理士会浪速支部           |               |
| 77 | 郵便局 (天王寺・浪速部会)       |               |
| 78 | 浪速警備業連絡協議会           |               |
| 79 | なにわ国際交流促進連絡協議会       |               |
| 80 | 浪速企業防衛対策協議会          |               |
| 81 | 一般社団法人大阪市浪速人権協会      |               |
| 82 | 一般社団法人浪速産業会          |               |
| 83 | 浪速警察署                | 行政<br>機関      |
| 84 | 浪速消防署                |               |
| 85 | 小学校校長会               |               |
| 86 | 中学校校長会               |               |
| 87 | 浪速図書館                |               |
| 88 | 浪速区老人福祉センター          |               |
| 89 | 浪速区子ども・子育てプラザ        |               |
| 90 | 府立今宮高等学校             |               |
| 91 | 大阪府立難波支援学校・なにわ高等支援学校 |               |
| 92 | 浪速税務署                |               |
| 93 | 立葉幼稚園                |               |
| 94 | 日東幼稚園                |               |
| 95 | 浪速区保育施設連絡会           |               |
| 96 | 難波年金事務所              |               |
| 97 | 浪速区役所                |               |